

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十六年五月二十日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
社会福祉法 人白鳳会	北葛城郡河合町 星和台一―二― 一	希望の花西 大和	北葛城郡王寺 町王寺二丁目 六一― まさ ごビル一階	児童発達支 援 放課後等デ イサービス 保育所等訪 問支援	平成二十 六年五月 一日
株式会社は ぐくみ	大和郡山市九条 町四二七―九	ひまわり児 童ファーム ・はぐくみ	磯城郡田原本 町唐古三三七	児童発達支 援	平成二十 六年五月 一日
有限会社し あわせ	御所市大字櫛羅 三三二番地の一 二	しあわせ	御所市大字櫛 羅一五二番地 の二及び一五 二番地の四	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 六年五月 一日
株式会社や まと	桜井市桜井一二 五九 エルト桜 井二階	放課後等デ イサービス まなび家	桜井市慈恩寺 六九八―二五	放課後等デ イサービス	平成二十 六年五月 一日